

事務連絡
令和5年8月1日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和5年度調査)への
ご協力をお願い(回答協力周知のお願い)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、別紙の通り、令和5年7月25日付 日薬業発第143号にて日本薬剤師会より標記調査についての通知がありました。

厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)の診療報酬改定結果検証部会では、令和4年度診療報酬改定の結果について検証することを目的とした下記の特別調査を実施することとなりました。

これらの調査は、厚生労働省保険局医療課名で作成され、全国から無作為抽出された保険薬局と当該保険薬局を通じた患者等を対象としており、調査対象施設には委託先となる「PwCコンサルティング合同会社」から、7月26日以降に順次資料が発送されております。

つきましては、貴地区内で書類を受け取られた会員薬局から照会等がありましたら、次期調剤報酬改定に向けて基礎資料となる大変重要な調査である旨の趣旨と、必ず期限(令和5年8月31日(木))までに迅速かつ的確な回答をされるようご周知のほどお願い申し上げます。

記

【調査種類及び調査対象】

① リフィル処方箋の実施状況調査

令和4年10月～12月にリフィル処方箋の応需実績がある薬局とリフィル処方箋の応需実績がない薬局の合計1,000施設

② かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査

地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局のうち、無作為抽出した保険薬局と、地域支援体制加算の届出を行っていない保険薬局のうち、無作為抽出した保険薬局の合計2,000施設

③ 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

全国の保険薬局のうち、無作為抽出した1,500施設

④ オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査

全国の保険薬局のうち、無作為抽出した2,000施設

公益社団法人 東京都薬剤師会 医療保険課

TEL : 03-3294-0271

Mail : hoken@toyaku.or.jp

日薬業発第 143 号
令和 5 年 7 月 25 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

令和 4 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和 5 年度調査)へのご協力をお願い

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央社会保険医療協議会(中医協)の診療報酬改定結果検証部会では、令和 4 年度診療報酬改定の結果検証調査(令和 5 年度調査)に係る特別調査を実施することとなり、本件に関する協力依頼がありました(別添 1、2)。

このうち、薬局に係る①リフィル処方箋の実施状況調査(別添 3)、②かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査(別添 4)、③後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査(別添 5)、④オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査(別添 6)についての調査票等をいただきましたので、お知らせいたします。

調査対象は、①は令和 4 年 10 月～12 月にリフィル処方箋の応需実績がある薬局とリフィル処方箋の応需実績がない薬局の合計 1,000 施設を、②は地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局のうち、無作為抽出した保険薬局と、地域支援体制加算の届出を行っていない保険薬局のうち、無作為抽出した保険薬局の合計 2,000 施設を、③は全国の保険薬局のうち、無作為抽出した 1,500 施設、④は全国の保険薬局のうち、無作為抽出した 2,000 施設となります。また、いずれの調査においても保険薬局を通じた患者調査も実施されます。

同調査の結果につきましては、今後の診療報酬(調剤報酬)改定に係る基礎資料として非常に重要なものです。貴会におかれましても調査の趣旨を十分ご理解いただき、調査客体となった保険薬局から照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるよう、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同調査は厚生労働省保険局医療課から委託を受けたPwCコンサルティング合同会社にて実施され、令和 5 年 7 月 26 日(水)以降順次、調査票が発送され、回答期限は令和 5 年 8 月 31 日(木)までであることを申し添えます。

<別添>

1. 令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和5年度調査）へのご協力をお願い
2. 令和5年度に実施する令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の概要
3. リフィル処方箋の実施状況調査
4. かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査
5. 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
6. オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査

令和 5 年 7 月

令和 4 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(令和 5 年度調査) へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（以下「中医協」）における診療報酬改定結果検証部会のもと、令和 4 年度の診療報酬改定による影響等を検証するために、特別調査が実施されることになりました。

本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

なお、本調査業務は、厚生労働省より委託した業者により、調査対象施設に対して、後日、調査票等が送付されることを申し添えます。

調査の対象となった各会員の皆様におかれましては、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

謹白

令和5年度に実施する令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の概要

1. 件名

令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和5年度調査）

2. 調査目的

中央社会保険医療協議会における診療報酬改定結果検証部会のもと、令和4年度の診療報酬改定による影響等を検証するために特別調査を実施し、診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

3. 調査の概要

（1）リフィル処方箋の実施状況調査

①調査の概要

令和4年度診療報酬改定において、症状が安定している患者について、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みを設け、処方箋の様式を変更した。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【病院調査】

- ・令和4年10～12月にリフィル処方箋の応需実績がある薬局
 - ・リフィル処方箋の応需実績がない薬局
- 上記合計1,000施設

【診療所調査】

- ・令和4年10～12月にリフィル処方箋の応需実績がある薬局
 - ・リフィル処方箋の応需実績がない薬局
- 上記合計1,000施設

【医師調査】

- ・病院調査、診療所調査の対象施設で外来診療を担当する常勤医師のうち、1施設につき2名（リフィル処方箋を発行したことのある医師1名、リフィル処方箋を発行したことのない医師1名）

※なお、リフィル処方箋を発行したことのある医師がいない又は発行したことのある医師を特定できない場合、発行したことのない医師2名を対象）

【保険薬局調査】

- ・令和4年10～12月にリフィル処方箋の応需実績がある薬局
 - ・リフィル処方箋の応需実績がない薬局
- 上記合計1,000施設

【患者調査】

- ・病院調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・診療所調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・保険薬局調査の対象施設に調査期間中に来局した患者のうち、1施設につき2名

【患者調査(インターネット調査)】

- ・直近3ヶ月で保険薬局に処方箋を持って来局した患者3,000名

③スケジュール

7月26日以降順次 調査票発送

(2) 歯科医療機関における院内感染防止対策の評価等に関する実施状況調査

①調査の概要

令和4年度診療報酬改定において、歯科医療機関における院内感染防止対策を推進する観点から、歯科初診料及び歯科再診料の引上げを行うとともに、院内感染防止対策に関する施設基準についての見直しを行った。

また、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所について地域における連携体制の確保のため施設基準の見直しを行うとともに、歯科疾患の重症化予防に関する評価の見直しを行った。

これらを踏まえ、本調査では、歯科医療機関における院内感染防止対策等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【施設調査】

- ① かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出を行っている歯科診療所
2,000施設
- ② かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所以外の歯科診療所の届出を行っていない
歯科診療所 2,000施設

【患者調査】

- ・上記①の歯科診療所を受診した患者各2名
- ・上記②の歯科診療所を受診した患者各2名

③スケジュール

7月26日以降順次 調査票発送

(3) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査

①調査の概要

令和4年度調剤報酬改定において、薬局薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換を推進するため、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直し、薬剤師のかかりつけ機能の評価推進のため、重複投薬解消の取組の評価、地域支援体制加算の要件及び評価の見直し等を行った。

そのほか、対人業務に係る薬学管理料の評価の見直し、効率性等を踏まえた薬局の調剤基本料の適正化、オンライン服薬指導の評価の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【保険薬局調査】

- ・地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局のうち、無作為抽出した1,000施設
 - ・地域支援体制加算の届出を行っていない保険薬局のうち、無作為抽出した1,000施設
- 上記合計2,000施設

【診療所調査】

- ・地域包括診療料の届出施設（悉皆）
 - ・地域包括診療加算の届出施設の中から無作為抽出した診療所
 - ・小児かかりつけ診療料の届出施設の中から無作為抽出した診療所
- 上記合計1,000施設

【病院調査】

- ① 特定機能病院（悉皆）
 - ② 地域包括診療料の届出施設（悉皆）
- ・上記①、②を除く病院の中から無作為抽出した施設
- 上記合計1,000施設

【患者調査】

- ・保険薬局調査の対象施設に調査期間中に来局した患者2名
(かかりつけ薬剤師による服薬指導を受けることに同意している患者1名＋それ以外の患者1名)

③スケジュール

7月26日以降順次 調査票発送

(4) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

①調査の概要

本調査では、令和4年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方に記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査・検証するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査・検証を行う。

併せて、令和5年4月から時限的に導入される医薬品の不安定供給を踏まえた特例措置について、その実施状況及び安定供給問題への対応状況に関する調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【保険薬局調査】

- ・全国の保険薬局のうち、無作為抽出した1,500施設

【一般診療所調査】

- ① 外来腫瘍化学療法診療料または外来化学療法の届出施設（悉皆）
- ② 上記①以外の診療所のうち、外来後発医薬品使用体制加算の届出施設約575施設
- ③ 上記①以外の診療所のうち、外来後発医薬品使用体制加算を届け出していない施設約575施設

上記合計1,500施設

【歯科診療所調査】

- ・外来後発医薬品使用体制加算の届出をしている歯科医療機関 750施設
- ・上記以外の歯科医療機関 750施設

上記合計1,500施設

【病院調査】

- ・保険医療機関のうち、無作為抽出した病院 700施設
- ・上記以外の病院のうち、外来腫瘍化学療法診療料または外来化学療法加算の届出施設 300施設

上記合計1,000施設

【医師調査】

- ・病院調査の対象施設で外来診療を担当する医師のうち、1施設につき診療科の異なる医師2名

【患者調査】

- ・ 保険薬局調査の対象施設に調査日に来局した患者のうち、1施設につき2名

【患者調査（インターネット調査）】

- ・ 直近3ヶ月で保険薬局に処方箋を持って来局した患者のうち、無作為抽出した3,000名

③スケジュール

7月26日以降順次 調査票発送

(5) オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査

①調査の概要

令和4年度診療報酬改定において、オンライン資格確認等システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、外来において、オンライン資格確認等システムを通じて患者の薬剤情報または特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することを評価する電子的保健医療情報活用加算が新設された。令和4年10月からは同加算が廃止され、医療情報・システム基盤整備体制充実加算が設けられた。

本調査では、オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に関して、オンライン資格確認等システムの導入状況も踏まえ、今回改定による影響等について調査・検証を行う。

②調査対象及び調査客体

【病院調査】

- ・ 保険医療機関のうち、無作為抽出した病院 2,000施設

【診療所調査】

- ・ 保険医療機関のうち、無作為抽出した診療所 2,000施設

【歯科診療所調査】

- ・ 保険医療機関のうち、無作為抽出した歯科診療所 2,000施設

【保険薬局調査】

- ・ 全国の保険薬局のうち、無作為抽出した2,000施設

【患者調査】

- ・ 病院調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・ 診療所調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名
- ・ 歯科診療所調査の対象施設に調査期間中に受診した外来患者2名

・保険薬局調査の対象施設に調査期間中に来局した患者のうち、1施設につき2名

【患者調査(インターネット調査)】

・マイナンバーカードを健康保険証として利用し、直近3か月間以内に1回以上医療機関を受診した患者又は処方箋を薬局に持参した患者及びそれ以外の患者

③スケジュール

7月26日以降順次 調査票発送

4. 調査委託業者

PwCコンサルティング合同会社